

公益財団法人郡山コンベンションビューロー役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人郡山コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）の役員の報酬等の額及びその支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員の報酬等)

第2条 常勤の役員に対して、報酬及び通勤手当を支給する。ただし、派遣元から給与を受ける者には適用しない。

2 前項の報酬は一人あたり月額 450,000 円以内とし、その額は理事長が定める。

3 第1項の通勤手当の額は、職員の通勤手当の例により得た額とする。

4 報酬及び通勤手当の支給方法については、それぞれビューロー職員の給料及び通勤手当の支給方法の例による。

(費用弁償)

第3条 非常勤役員がビューローの用務のため旅行した場合は、理事長が別に定めるところにより費用弁償を支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人郡山コンベンションビューローの設立登記の日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は平成 29 年度第 5 回理事会の決議があった日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公益財団法人郡山コンベンションビューロー役員の報酬等に関する規程（以下「改定後の規程」という。）の規定は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(報酬等の内払)

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公益財団法人郡山コンベンションビューロー役員の報酬等に関する規程の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の規程の規定による報酬等の内払とみなす。

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程の適用は、令和9年4月1日からとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの報酬月額は423,000円とする。